

# 夜間津波避難訓練の結果を報告します

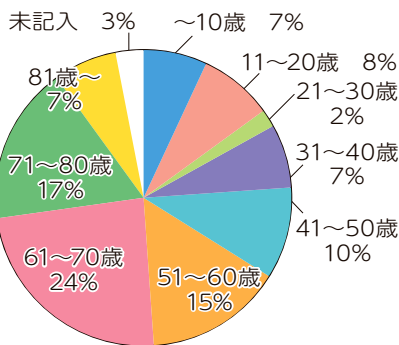
11月に実施した夜間津波避難訓練には、計2,002人の参加がありました。地区別詳細は以下のとおりです。

実施日	地区	参加者数
11月 7日	岩崎・本町・大里・錦町・横町	230人
11月 8日	中之郷・藤之郷・奥谷・赤崎・五丁目・ハイツ赤崎・若竹	293人
11月10日	河内・岩倉・みどりが丘	336人
11月15日	船津・若杉・松尾・幸丘・ハイタウン鳥羽・白木	582人
11月17日	答志・答志和具	561人

今回の訓練では、避難した訓練参加者にアンケートを実施しました。

## アンケート結果

### 参加者年齢内訳



性別は？ 男性41% 女性59%

避難目標時間までに避難できましたか？  
目標クリア100% 目標オーバー0%

懐中電灯を持って避難しましたか？  
はい87% いいえ13%

家族や近所の人と避難してきましたか？  
はい83% いいえ17%

避難中に危ないところや困ったことはありませんか？  
はい19% いいえ81%

訓練参加者のうち51歳以上が半数を占め、若年層の参加が少なくなっています。これは、昨年度に他の地区で実施した際と同じ傾向です。また、「一人暮らしの高齢者の参加が少ない」「避難路が暗い」「避難場所にテントや仮設トイレを」という意見もありました。いざという時のために、一人一人が懐中電灯を準備したり、地域で自力での避難が困難なかの把握や支援方法の検討、避難場所に防災倉庫や資機材を準備するなど、自助・共助により備えておきましょう。

今回は、平成29年2月下旬~3月上旬に、坂手、菅島、桃取、神島地区で実施する予定です。

総務課防災危機管理室

☎ (25) 1118

一人一人が備えてこい！  
防災力UP！鳥羽

vol.42



## 消費者トラブルにご用心!

消費生活相談

開設日時：月・水・金  
午前9時~午後4時

場所：市民文化会館3階

農水商工課商工労政係 ☎ (25) 1230  
鳥羽市消費生活相談室 ☎ (25) 1241

消費者トラブルの際、問題解決のお手伝いをします

当コラムでは、実際に相談があった内容を中心に消費生活の中で起こりうるトラブルの事例についてお伝えしていきます。

「消費生活相談」という言葉の意味がよく分からないという声をいただきましたので、今回は、個別ケースではなく、消費生活相談室の役割についてご案内します。

消費生活相談室は、物やサービスを購入・利用する際のトラブルの仲介や解決に向けてのお手伝いを行う場所です。月曜・水曜・金曜日（祝日・年末年始除く）の午前9時~午後4時まで市民文化会館の3階で開設しています。相談方法は来所もしくは電話での受け付けとなっております。時間外や開設日以外には

市役所1階の農水商工課で消費生活相談を受け付けています。

では、実際どういった内容で相談室を利用できるのか、よくある相談例を5つ挙げました。

- ① 電話勧誘や訪問販売で契約してしまったが、クーリングオフしたい
  - ② 頼んでもいないものが代引きで送られてきたが、どうしたらいいのかわからない
  - ③ インターネットをしていたら、有料登録をされていないのに料金を請求された
  - ④ 使った覚えのないサイトから利用代金の請求がメールで送られてきた
  - ⑤ 複数の金融機関からお金を借りてしまい、返済が出来なくて困っている（多重債務）
- このような例のほかにもさまざまなトラブル解決に向けてのお手伝いを行っておりますので、お困りの場合は気軽に相談してください。

